

児童手当改正（拡充）のお知らせ

児童手当法の改正により、令和6年10月分から児童手当が拡充されることになりました。
これに伴い改めて申請の必要な方がいらっしゃいます。以下の内容をご確認の上、該当になると思われる場合は、お手続きをお願いします。

《制度改正の内容》

- 所得制限が撤廃
- 支給対象児童の年齢が「15歳到達後の最初の年度末（中学校修了時相当）まで」から「18歳到達後の最初の年度末まで」に変更になり、対象者児童が高校生年代まで延長
- 第3子以降の支給額が増額、第3子以降の対象児童の数が変更
子が3人以上いる、かつ保護者に経済的負担がある18歳到達の最初の年度末から22歳到達最初の年度末までの子を監護している場合は、その子も続けて子の数に含む。
- 支給回数が、年3回から年6回（偶数月）
※法制度改正後の第1回目の支給は令和6年12月（令和6年10月11月分を支給）

《次に当てはまる方は、新規申請等が必要になります》

※受給資格者は、児童の保護者のうち生計の中心者（所得が高い方）で、その方による申請となります。

ア 所得上限額以上の所得があるため、支給対象外となっていた方

必要書類：認定請求書

〔※児童の兄弟等に18歳到達後の最初の年度末の翌日から22歳到達後の最初の年度末までに相当する年齢の子があり、その子を含むと子が3人以上いる場合には、その子の監護相当・生計費の負担について確認書も提出してください。〕

イ 高校生年代の児童のみを養育している方

必要書類：認定請求書

ウ 現在児童手当を受給していて、算定児童に登録されていない高校生年代の児童を養育している方

必要書類：額改定請求書

エ 現在児童手当を受給していて、児童の兄弟等に18歳到達後の最初の年度末の翌日から22歳到達後の最初の年度末までにある子があり、その子について保護者が経済的負担をしている場合

必要書類：額改定請求書と監護相当・生計費の負担についての確認書

● その他 申請児童等が町外に在住の方は、下記の書類もあわせてご提出ください

必要書類：生計同一・監護申立書

※申請される方は、申請者の保険証のコピーを添えてください。また、受取口座のご登録のない方は、申請と併せて口座の登録もお願いいたします。

※申請書は、9月18日（水）までに同封の返信用封筒にてご提出してください。

【お問い合わせ先】

〒689-5292

鳥取県日野郡日南町霞 800 番地

日南町役場 住民課

電話 (0859) 82-1112